

認定農業者になるには ~手続きの流れ~

ご自身の5年後の農業経営について検討

- ・経営主（代表者）1名が認定農業者になりたい。
- ・法人として認定農業者になりたい。

- ・経営主（代表者）だけでなく、家族で認定農業者になりたい。
例）夫と妻・父と子2人とも認定農業者になりたい。

市農業委員会事務局にご相談ください。

農業経営改善計画を作成

申請書記入例を参考に、農業経営改善計画認定申請書を作成してください。

家族経営協定の締結・協定書の提出

農業経営改善計画の提出

提出先：安曇野市役所農政課農村振興担当へ提出してください。提出の際ヒヤリングを行います。

経営改善計画の審査

直近の安曇野市農業再生協議会審査会へ報告（審査会は概ね2か月に1度開催）

計画の認定基準

- 1 安曇野市の農業経営基盤強化促進基本構想に適するか
- 2 農用地の効率的・総合的な利用に配慮しているか
- 3 将来実現可能な計画か

営農指導員から意見聴取を行い、安曇野市が審査・認定します。

農業経営改善計画の認定

審査会終了後、2週間程度で認定書を送付します。

この時点で、認定農業者となります。認定農業者には認定書が交付されます。